

近世「溜沼」の機能と環境維持

——上州館林藩領城沼を事例に——

坂 本 達 彦

はじめに

一 城沼と周辺町・村

(一) 城沼の概要

(二) 藩による植物・藻の採取

二 溜沼としての城沼／羽附村御用留を素材に／

(一) 城沼増水と垣樋の閉鎖

(二) 旱害と臨時藻浚い

三 城内・城沼での藻刈り・泥浚い

(一) 夏季における城内での草刈り

(二) 城沼・沼辺での藻浚いとヨシ・カヤ刈り

(三) 明治期における沼での藻・植物採取

四 城沼の管理に関わる役人

おわりに

はじめに

湖沼の環境・資源利用に関する研究は、佐野静代氏の一連の業績を契機として活発に発表されている⁽¹⁾。ただし、この視点からの先行研究では、管見の限り城郭の要害としての性格も持つ沼は扱われていない。本稿では、館林藩領の城沼を対象とする。

図1は館林城と城沼・堀を示したものである。館林城の主郭部は城沼に突き出たかたちで建造されている。享保期の記録によると、水面から土塁までの高さは、最も高いのは本丸で約四メートル、最も低いのは南郭・八幡郭で約二・四メートルであった⁽²⁾。また、館林城を囲む堀は城沼とつながっていた。そのため、本稿では主郭部も沼辺に含め、同所の周りの堀も沼の一部として論を進める。

佐野氏は近世城下町の水堀についても検討しており、その機能は防御ラインのほか、舟運路と農業用水であったと指摘している⁽³⁾。城沼について

的には、主に井上家藩主時代(天保七年(一八三六)～弘化二年(一八四五))から秋元家藩主時代(弘化二年～明治維新)を対象とする。

一 城沼と周辺町・村

(一) 城沼の概要

本節では議論の前提として、城沼及びその周囲の町・村について述べていく。城沼の面積は、天和二年(一六八二)の記録によると「長二十三丁、横五丁・深サ壹丈、反別百四拾町」⁽⁸⁾であった。先行研究によると、城沼では藩の御用を除いて漁労は禁止された。その一方で、堀や土居を含まない狭義の城沼と沼辺の一部ではレンコン栽培や藻漉い、筵や茅葺屋根の材料となるマコモやヨシなどの採取は領民に許可されており、藩もヨシ・カヤ刈りを実施し、屑カヤを周辺の村に払い下げた。また、ヨシが茂った沼辺の一部などは、開発対象地となったと説明されている⁽⁹⁾。

近世の城沼にはハス以外にも、多くの水草が生息した。弘化二年の「上毛館林場沼所産水草図」には、オニバス・サジオモダカ・フトイ・ハス・ヒルムシロ・アサザ・ヒシ・ジュンサイ・サヌキモ(サヌキフラスコモ)などが挙げられている⁽¹⁰⁾。

続いて幕末期に城沼に面した村と町について見ていこう⁽¹¹⁾。松原村は城沼の南に位置し、村高一四二石余、反別二四町余(田二町三反余・畑二町九反余)で、農間稼ぎは、男は縄ない・筵織り、女は木綿・糸撚りであった。村内のうち、沼辺に御用地が存在した。

羽附村(図2)は城沼の南・東に位置しており、村高一八五七石余、反別

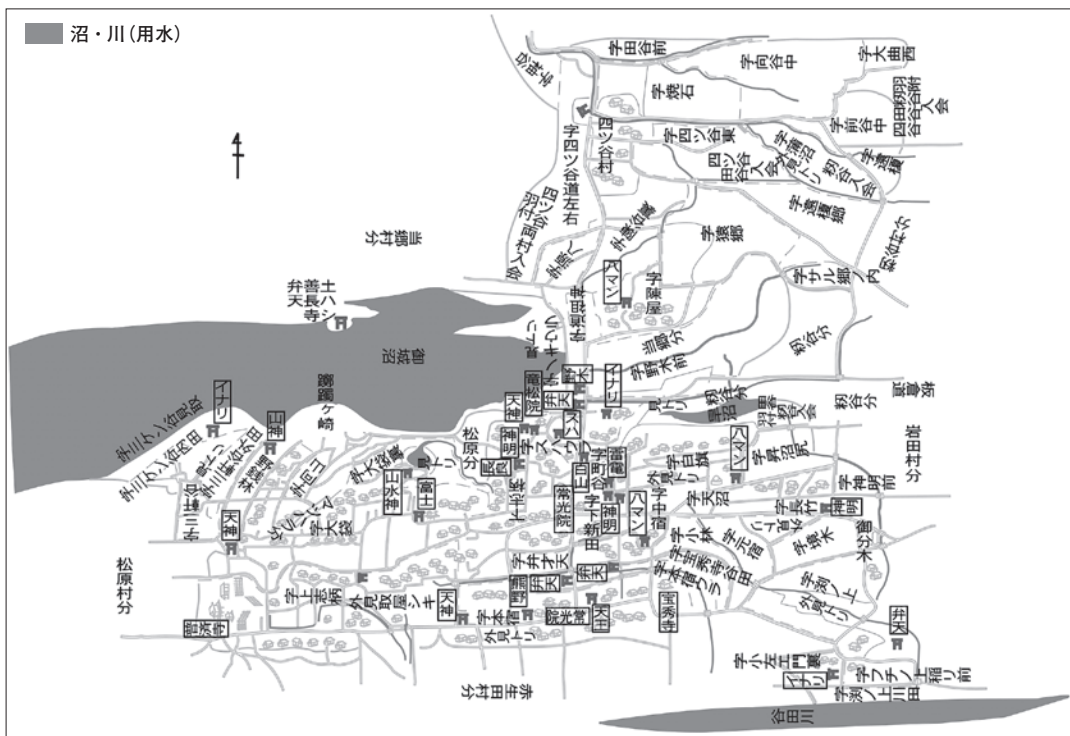


図2 「封内経界図誌」 羽附村トレース図

出典：前掲『館林市史 特別編2』図2-8を一部改変

二八六町七反余(田九二町余・畑一九四町六反余)であった。当村は次節で取り上げるので、若干詳述する。沼辺には藩主も花見をする躑躅ヶ崎があり、城沼の洗堰も存在した⁽¹²⁾。また、村内東部には後述する旱沼があった。農間稼は、男は縄ない・筵織り、女は木綿・糸撚りであった。なお、当村では近世に沼辺の開発が進み、新開場が存在した⁽¹³⁾。また、宝永期及び宝暦期には御林六町八反余と百姓野銭林四反六畝余があり、ともに野銭を上納していることから、これらの林野から草肥などを採取していたと思われる。一方で、幕末期には御林・野銭林は確認できない⁽¹⁴⁾。すなわち、林野の開発も進んでいたと言える。

当郷村は城沼の北に位置し、村高二八三石三斗余、反別は二六六町二反余(田一二五町三反余・畑一四〇町八反余)であった。農間稼ぎは、男は縄ない・筵織り、女は木綿・糸撚りであった。村内には館林城の外伴木門と城下町の佐野口・加法師口がある。外伴木門と加法師口周辺に御用地が存在した。

館林城の存在した館林町は図1にある通り、沼の西に位置した。無高で、商渡世の間に男は農業、女は女糸撚り・機織りを行っていた⁽¹⁵⁾。

(二) 藩による植物・藻の採取

先述した通り、城内の土居・堀や城沼では藻類や植物が採取されていた。弘化期には城内の堀の藻浚いについては実施時期が定められていないようであるが、土居の草刈りは、五月と九月の節句前におこなわれていた⁽¹⁶⁾。なお、享保期の「在方覚」⁽¹⁷⁾には「夏土用中一度ツ、城内堀之中水草為取之候節者人足百姓郡役ニて相勤来、飯料為取不申候」とあり、当時は立秋前に

二回、村々から集められた人足により、堀内の浚渫が実施されていたようである。

藻浚い・草刈り人足については、井上家時代は領内三七ヶ村に人足二二三二人分を高割で割当てているのに対し、秋元家時代の安政二年(一八五五)では二七ヶ村が負担したと説明されており、時期により負担する村数などが変動したようである⁽¹⁹⁾。

次に領主による沼辺での植物の採取について確認する。弘化三年の館林藩主井上家が転封時に作成した、秋元家への引き継ぎの記録である「館林藩史料」に「羽附村之内屋敷尻城沼端ニ有之候、葭萱年々領主入用ニ苧取申候」とある⁽²⁰⁾。すなわち、藩は城沼に面した村においても必要なヨシ・カヤを採取していたのである。前掲した「在方覚」⁽²¹⁾によると「羽附村・当郷村之内屋敷尻、城沼端ニ有之候葭・萱年々手前入用苧取申候」とあり、享保期には、羽附村と当郷村の城沼の沼辺などで採取していた。弘化期には当郷村の名が確認できないが、書き落としてか、採取地が変更されたのかは不明である。御用地の存在も考慮する必要がある。

これらの植物は、史料からわかるように使用を前提として採取していた。また、藩が採取するということは、範囲については今後の課題ではあるが、村々には自村内であっても自由な植物の採取が許されていない場所があったのである。

先述の通り、領民へ採取物の払い下げなども行われていた。沼周辺の村々の生業として縄ないや筵織りが挙げられていることから、藩により採取されたものの一部は、その材料になったと思われる。また、近世から近代にかけて館林城周辺では植物・泥・藻類が肥料として用いられている⁽²²⁾で、近世の城沼で採取されたものも同様に使用された可能性がある。

なお、一般的に、肥料としての水辺の植物の刈取りは攪乱作用もあり水草群の多様性維持に貢献し、植生の多様性を保つ効果があったと指摘されている。⁽²³⁾さらに、水辺の植物の採取は、遷移の停止とススキ草地の維持・更新の効果もあった。⁽²⁴⁾遷移を停止するということは、貯水量維持にも貢献したと言える。

二 溜沼としての城沼と羽附村御用留を素材に

(一) 城沼増水と埴樋の閉鎖

先述した通り、本稿の課題の一つは溜沼の機能を再検討することである。本節では、水害の年と旱害の年を事例に取り上げて検討したい。使用する史料は城沼に面する羽附村の御用留である。

まず、水害時の事例を見ていこう。嘉永四年(一八五二)は多雨であり、羽附村は二段樋を閉めて対応した。次の史料にある通り、この行為が問題化するのである。

【史料1】⁽²⁵⁾

覚

此節柄雨天続ニ而御沼水増、専一蓮根ニ相障り其外新開場田仕付等難義罷在候間、二段樋明ヶ外シ置候処、途中へ土俵積置候趣、依之早々取払へ被下度頼入候、若し差障り有之候ハ、早々右之段申聞有之度存候、早々以上

五月廿八日

竹木掛り

羽附村名主中

城沼では増水によりレンコン栽培と新開場の田植えに差し障りが発生した。そのため、二段樋を開放したところ、羽附村は土のうを積んで排水を妨害したのである。これに対して、竹木掛は羽附村に土のうの排除を依頼した。

差し出しである竹木掛については詳細は不明である。史料にある二段樋とは、城沼の出水口の一つであり、後述するように、幕府の御普請対象であった。宝永四年(一七〇七)の記録によると、羽附村には長九尺・横三尺で「御公儀様分御入用被下」る樋が存在しており、これが二段樋であろう。

次に、このような行為に及んだ羽附村の主張を確認する。藩の代官所に提出した願書の写しを掲げる。

【史料2】⁽²⁷⁾

覚

一今般別紙御配賦拝見仕、村役人共当惑いたし一同相談仕候処、右之土俵堰取払へ、一時御沼之水落シ候而者、旱沼見取田水冠ニ可相成与奉存、且又十日茂天氣続候ハ、御沼用水之田地拾四町之仕付、草耕ニ差支候ニ付当惑之趣、竹木方御掛り様江言上仕候処、其砌り被仰聞候ハ、然者取払へ候事迷惑ニ有之ハ半外ニ茂可致様取計へ可申旨被仰付候間、尚又相談仕、洗堰之破損新堀堤通り之浅所等も繕、当分雨天中二段樋水上之土俵堰半外シニ茂可仕様御請可申与奉存、中々何日之夜共耽与相知不申候得共、何者之所業ニ御座候哉、夜中ニ右之堰取崩候、其上大雨降続候故、旱沼見取田水冠ニ相成、其外窪地之本田迄水入ニ相成実々難渋至極ニ奉存候、右様之儀ニ候而ハ連茂土俵堰ハ無詮事ニ候間、何卒格別之御憐愍ヲ以前々之通り二段

樋ノ切、鍵ハ村役人江御預ケ被下置候様偏ニ奉願上候、右願之通り御聞濟被成下置候ハ、村役人者不及申上ル、小前一同相助難有仕合奉存候、以上

嘉永四年亥六月

羽附村 井筋下世話

利兵衛

同 藤兵衛

百姓代 佐右衛門

組頭 八五郎

名主 喜兵衛

同 瀬左衛門

御代官様御役所

すなわち、羽附村は土のうを取り払うと、村内の旱沼の見取田が冠水するので困難であることを上申したところ、竹木掛からは半分の土のうを外すように指示を受けた。これに対し、村側は相談のうえ、洗堰の破損部の修理と「堀堤通り浅所」の繕いを条件とした。その理由として堰が何者かに破壊され、その後雨天も続いたため、旱沼の見取田や窪地の本田が水没したことを説明している。同時に以前の通り二段樋の閉め切りを願っている。

当時、羽附村は二段樋に土のうを積んで自衛し、洗堰も破壊の被害を受けていることから、堰からの出水も抑制していた可能性が考えられる。史料からわかる通り、二段樋から旱沼に水を引いていた。図2によると旱沼には、城沼の東岸にある弁天の東から水が流れ込んでいることから、このあたりに樋が存在したのであろう。なお、竹木掛からの指示に対し、代官所に出席しているということは、同掛は代官管下のものではあった可能性が

ある。

さらに次に掲げる羽附村の役人が作成した願書から、二段樋の先例と村人の認識する城沼の機能が判明する。

【史料3】⁽²⁸⁾

乍恐以書付奉願上候

一 当村本田六拾町三反余之内、字野木前坪より遠猿郷坪(標カ)与申候耕地迄ヲ拾四町耕地与申候ハ、井水用水無之御沼用水之田地ニ御座候、依之御先々代様御在城中二段樋之儀者御沼縁萱苅之節、田方用水之時節、外ハ年中ノ切ニ致、余水者洗堰ノ落候故、御沼之水十分ニ有之候得者、田方根入草耕之時節旱魃ニ候而も用水無差支行届キ申候義ニ御座候、依而御沼之儀者第一ハ御要害、次ニハ田方用水之溜井之由、古今老人之申伝ニ及承候、其詮者從 御公儀様毎年郡中御普請御掛り様御見分被下、垠樋破損之繕、或伏替堤洩所ニ至迄御目論見被下、人足御割賦被下置候、且又御定之年限来候得者、諸色人足賃御入用等迄御手当被下置候義ニ御座候、然ル処ニ近年右之垠樋年中明外シ鍵附ニ被成置、御沼之水落シ候而ハ、摘田苗代之時節旱魃候時ハ右拾四町耕地ニ不限本田六拾町余之苗代八九分ハ御沼用水之田地江仕込候間、当村本田惣町步違作之基ニ可相成与奉存、百姓共安心無之美ニ難決仕罷在候、依之此度御願申候者、何卒格別之御慈悲ヲ以右之垠樋前々之通り御ノ切被成下置、鍵ハ村役人御預ケ候ハ、小前之者共不及申上、私共迄一同難有仕合奉存候、以上

嘉永四年七月

羽附村

井筋下世話

村役人

御代官様御役所

右の史料によると、村内本田六〇町余のうち一四町は城沼の水に頼っている」と述べている。城沼の水は洗堰のみではなく、二段樋からも取水していたが、越智松平家時代までは沼縁のカヤ刈り、田方用水の季節以外は閉め切りで、その期間は洗堰のみから配水していたと説明している。²⁹その上で、城沼の機能は第一が要害、第二が田方用水の「溜井」と述べている。また、二段樋は幕府の保護下にあり、「近年」(井上氏藩主時代か)樋口は年中開放することになったため、干ばつ時には摘田や苗代の時期に差し支えが出ると主張する。苗代については、村内の七・八割は城沼の水を用いている」と述べている。

本出願の結末は不明であるが、右の三点の史料から次の事実が判明する。近世の羽附村には城沼の貯水・排水設備として洗堰と二段樋が存在し、これらにより水量を調節していた。二段樋は、かつては時期を限定して開放されていたが、天保期頃から嘉永期には通年開くようになった。すなわち、城沼の貯水量は減少した。この変更の要因は、史料1にある通り、城沼の新開地耕作とレンコン栽培が想定される。この結果、羽附村は旱害・水害の危険性が高まったのである。

さらに、羽附村は城沼が城の要害と用水源であると自覚していた。この点は先行研究での指摘と同じである。ただし、羽附村は無自覚であるが、城沼にはもう一つの役割が存在した。すなわち、調節池としての機能である。二段樋を閉じ、水を城沼内に留めることで、羽附村への水害リスクを軽減しているのである。しかし、幕末期には城沼の新開地での耕作やレンコン栽培が優先されたため、竹木掛は樋の開放を求めたのである。

(二) 旱害と臨時藻汲い

次に水不足の年を見ていこう。嘉永五年(一八五二)は旱害の年であり、羽附村周辺の用水では、次のような対応を確認できる。

【史料4】³⁰

覚

もかり 千塚はふきんの松江向

一人足九人内^{四人上}_{五人下}

伊谷田堀千塚宝勤之松江向御差出可被下候

同 四ツ谷稲荷江向

一人足九人^{五人上}_{四人下}

私共村方地内伊谷堀分水口分樋口迄

メ人足拾八人

外ニ御才料御壹人御差出可被下候

右著此度田方植付用水不足ニ付、高百石ニ付壹人宛々之積リニて藻刈仕度段、新当郷・田谷村分申来り候ニ付、此段以書付申上候、時節柄ニ者御座候得共、無間違様ニ御差出し可被下候様奉願上候、以上

子五月十七日

四ツ谷村

名主 甚五右衛門

田谷村

名主 多郎左衛門

羽附村 御名主中様

右の史料から、用水不足への対応として伊谷田堀において藻刈りが実施されている。史料3で見た通り、羽附村にとって城沼は重要な用水源であった。そのため、類似の事例を確認できる。

【史料5⁽³¹⁾】

覚

其村方々昨日願出候二段樋水上藻刈土揚等之儀、御聞届二相成候間、
早々取掛り精々可致候、尤何日今取掛り候儀、早々可申出候、以上

六月九日

谷田貝多仲

藤牧弥十郎

羽附村名主中

このように、旱害の年は羽附村役人の出願により二段樋でも夏季に臨時の藻刈り、土の浚渫が行われたことが判明する。採取を許可した谷田貝・藤巻は藩の代官を務めている。⁽³²⁾ 代官は、用水確保のため二段樋周辺における藻刈り・浚渫の許可権を有していたのである。

最後に本節を小括しよう。羽附村内には、城沼の出水口として幕府の御普請対象となっている洗堰と二段樋が存在した。旱魃の年には用水や二段樋の周辺で臨時の植物採取や泥の排除が行われており、農繁期(夏季)の藻刈り・土揚げは用水確保の効果があつた。

幕末期の城沼では、水位を下げるために二段樋を常時開放するようになった。近世中期以降、沼辺の開発が進むと指摘されているが、幕末期においては遷移に加え、城沼の水を抜いているため、陸地化・湿地帯化した沼の周囲が開発された可能性を指摘できる。⁽³³⁾ その結果、羽附村は旱害の年は用水不足、多雨の年は水害に悩まされることとなったのである。そのため、嘉永四年の城沼増水時には羽附村の住民が二段樋からの排水を妨害している。このような事実を鑑みると、城沼は先行研究で指摘されている要害・舟運路・用水源に加え、水害を軽減する調節池でもあつたと評価できよう。

三 城内・城沼での藻刈り・泥浚い

(一) 夏季における城内での草刈り

本稿の課題の二点目は、城沼と沼辺で刈り取られた植物・藻類を資源として再評価することである。本節ではこの点について検討していく。一で述べた通り、館林城内の土居では草刈り、堀では浚渫作業が行われていた。二での検討を踏まえると、夏季の藻浚いや土揚げは用水を確保するためにも有益な行為であつた。

前述の通り、夏季には土居や堀内において草刈りと、藻浚いが行われていた。羽附村の御用留は、井上家が藩主時代の分は残っていないため、まず秋元家時代を確認する。安政期に人足が割り当てられた村は表・図3の通りである。近隣のみではなく、遠方の村も負担したことが判明する。井上家時代より村数が減っているが、一部が対象から外されたためである(表備考参照)。幕末期にはこれらの人足に賃金が支給されたようである(史料内の括弧は筆者注、以下同)。⁽³⁴⁾

【史料6⁽³⁴⁾】

覚

一金壹両貳分式朱也

羽附村

右署当御城内御土居通り草刈人足賃錢、前書割合之通り来ル十八日迄
ニ中村新重郎方へ御持参可被下候、此廻状早々御順達留り御村方々御
返却可被成候、以上

嘉永四年

亥五月十二日

郷割元

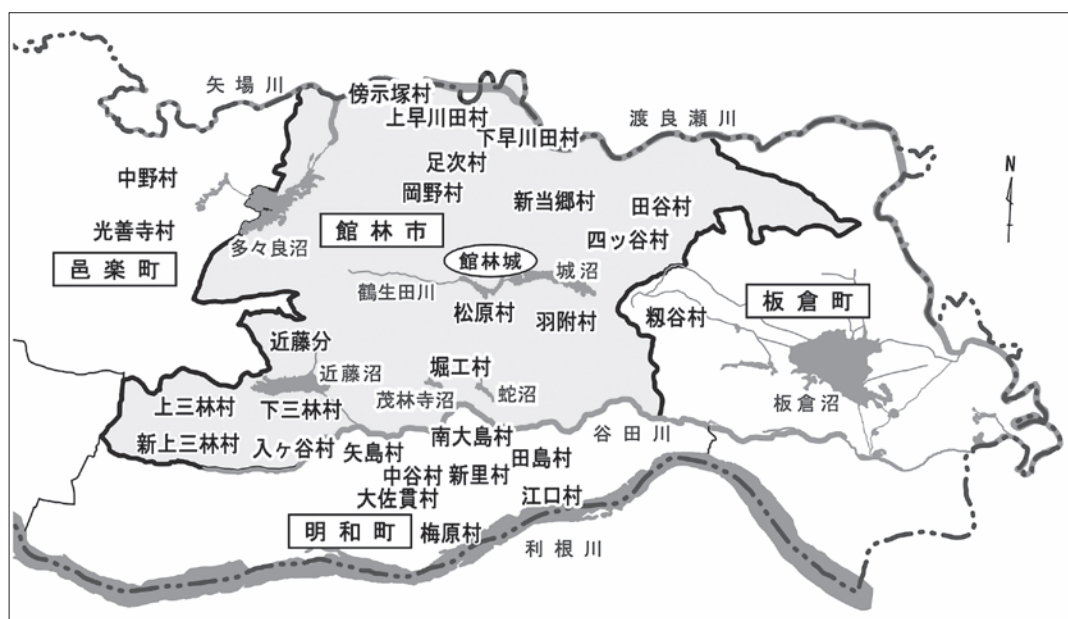


図3 御堀藻浚・御土居草刈を務める村 ※安政2年(1855)「封内経界図誌」による。
 出典：前掲『館林市の里沼』図6-2-2

右村々御名主中

史料にある通り、郷割元より羽附村に対して金銭を請求しており、人足に支給されたのであろう。人足が採取した植物はどのように処分されたのであろうか。夏季のカヤなどは茎に養分が含まれるので肥料に使用でき、実際近隣の越名沼や赤麻沼では藻・植物・泥は肥料として利用される⁽³⁵⁾。

当該期の状況は不明であるが、次に若干時期を遡って越智松平家が藩主であった文政四年(一八二二)の事例を紹介する。

【史料7】⁽³⁶⁾

覚

一人足百人内五拾人 廿六日 下上 馬式疋 下上
 五拾人 廿七日 下上 馬式疋 下上

持物鎌銘々

右者御城内草刈明後廿六日・廿七日両日共、暁六ツ半時、丸外張御門前へ留天可差出候、且又草刈取其日限引取可申候、以上

四月廿四日 郡役所 才料 廿六日茂兵衛 廿七日十郎右衛門

右は城内における草刈人足の供出を命じる廻状である。これによると、人足は外郭の入り口である丸戸張門前に集合し、道具も持参していたことが判明する。刈り取った草は、当日に限り人足が引き取ることを許されている。馬も草の運搬のために利用されたのであろう。つまり、採取物の一部は人足が持ち帰ったのである。対価についての記載がないことから、無料であったと思われる。用途としては、先述した草肥などであろう。なお、井上家時代にも、人足には扶持米五合、馬には一升が支給されたことあり、少なくともこの頃までは人足に加えて馬も動員されたようである⁽³⁷⁾。

表にある通り、安政期に城内の草刈りに人足を出す村々は善光寺村を除き、金銭を上納することにより草肥を採取できる御林・野銭林が存在しない。羽附村のように近世中期に存在した林野が消滅した村も存在する。秣場が存在する村もあると思われるが、近世中期段階で成島村にある大谷原の草札を所持している村も複数確認でき、これらの村は村内の採草地が皆無または狭小であったと思われる。このような村々にとって、城内の植物は非常に魅力的な肥料源であろう。

史料7によると、土居の草刈り人足が草を引き取れるのは当日限りと

なっている。人足が残した草の一部は払い下げられた可能性がある。実際、年末詳の覚書には三の丸下・二の丸・八幡下・稲荷下のカヤ・ヨシ・屑カヤの束数と金額が記された書付を確認できる。⁽³⁸⁾詳細は不明であるが、四ッ谷村の人足が残したものを、他村が購入したとも取れる記述が存在する。少なくとも、売買を前提としているからこそ金銭も記載されているはずである。なお、城沼周辺の河川・用水での藻刈りでは、その伐り流しを禁じ、陸上に取り上げるように命じている。⁽³⁹⁾水流を妨げるためであろう。これらも同様に肥料となった可能性がある。

【表】堀藻凌・土居草刈を務める村々(安政2年)

現自治体	村名	御林	野銭林	延享3年大谷原御林草札(人／馬)
邑楽町	中野	無	無	無
	光善寺	無	8町5反8畝2歩	無
館林市	傍示塚	無	無	15／6
	上早川田	無	無	無
	下早川田	無	無	無
	足次	無	無	50／64
	岡野	無	無	10／8
	新当郷	無	無	無
	田谷	無	無	無
	四ッ谷	無	無	無
	松原	無	無	無
	羽附	無	無	無
	近藤分	無	無	無
	堀工	無	無	無
	上三林	無	無	89／0
	下三林	無	無	34／11
	新上三林	無	無	無
	入ヶ谷	無	無	9／11
明和町	矢島	無	無	41／8
	南大島	無	無	40／32
	中谷	無	無	18／14
	新里	無	無	19／28
	田島	無	無	17／25
	大佐貫	無	無	36／12
	江口	無	無	3／19
	梅原	無	無	11／24
板倉町	榎谷	無	無	無

出典：前掲『近世館林の歴史』、『封内境界図誌』(前掲『館林市史 資料編4』)、拙稿「江戸時代の成島村御林・野銭林について」(『おはらき』3、2009年)。

備考：井上家藩主時代は上記の村に加え、青柳・鶉・木戸・赤堀・狸塚・高根・日向・赤生田・鶉新田・川俣村も努めた(前掲『館林市誌』)。

また、史料の残存状況もあり断言はできないが、秋元家藩主時代の羽附村の御用留には、史料7のような廻状を確認できない。嘉永期の郷割元からの廻状は具体的な人足の数は記されず、「例之通り御村々割付場所」へ差し出すように命じ、人足に対して「兼而御談申候通り苅取方并跡片付等念入」申し付けるように依頼している。⁽⁴⁰⁾秋元家時代も刈り取った草の始末まで村に任されており、代金の有無は不明であるが、採取物は引き続き人足が一定量持ち帰ったのであろう。その一方、文政期の御用留は史料6のような廻状を発見できなかった。賃銭ではなく、井上家時代と同じく扶持米が支給されたの

ではないであろうか。先述の通り、人足を負担する村数も時期により異なっており、何らかの制度変更があったものと思われる。

(二) 城沼・沼辺での藻浚いとヨシ・カヤ刈り

本項では、城沼や沼辺での植物や藻の採取について見ていく。二でみた通り、水中の植物や藻類は用水源としての城沼にとって、その機能を低下させるものであった。藩は夏季に沼での藻浚いを実施しようであるが、村人が請け負うこともあった。写しのため文意不明の部分もあるが、次に史料を掲げる。

【史料8】⁽⁴¹⁾

乍恐^(付脱)以書御請奉申上候

一 今般御沼縁通り被遊藻浚候ニ付、当年より三ヶ年之間私共江御任被仰付難有仕合奉存候、然取^(所カ)藻浚人足小休之時々、御益筋之品々御払之砌りハ五分上納五分之儀者道具并会所御入用諸雜費ニ被下置候様願之通り被 仰付冥加至極ニ奉存候、尤蓮根生立場所相除、御障り不相成候様可仕、当御掛り御役人中様御下知堅相守精々可仕候、依之御請書奉差上候、以上

安政四丙巳年六月廿三日

松原村願人物代

栄次郎

羽附村願人物代

六兵衛

同 佐太郎

同 石蔵

同 栄吉

当郷村願人物代

御沼掛り御役人中様

前書之通相違無御座候、依之奥印仕候、以上

松原村名主 瀬山鉄右衛門

羽附村名主 田部井清左衛門

同村名主 小川喜兵衛

土橋村名主 町田広十郎

すなわち、安政四年(一八五七)六月、松原村・羽附村・当郷村百姓は城沼の藻浚いを三年の期限で請け負うことを認められた。本史料によると、藻浚いにより「御益筋之品々」が確保でき、それが払い下げられた。利益配分の条件は請負人と藩の折半であった。本事例より藻類は一定の価値を有し、村人側から藻浚いの請負を願い出るほどのものであったことがわかる。

先述の通り、城沼には産物となる植物や藻類が生息していた。また、繰り返しになるが、これらは肥料として利用可能であった。近隣の多々良沼でも、採取された藻・泥は肥料とされている。さらに、同沼ではレンコンが栽培されている区域の一部が、村中の者により藻草・泥の採取が行える場となっていた。⁽⁴²⁾藻浚いはレンコン栽培との関係(水温や日照確保)も想定される。実際、史料8では城沼での藻浚いに際して、「尤蓮根生立場所相除、御障り不相成候様」とある通り、レンコン生立場所を除いて領主の差し障りにならないようにすると誓約している。

秋・冬の沼でも藩主導でヨシ・カヤ刈りが実施されている。天保八年(一八三七)の事例を見てみよう。

【史料9⁽⁴³⁾】

(一〇月二八日条)

廿六日落

一 御沼葭萱刈、明廿七日相済候迄、立合下目付壹人ツ、朝五ツ時罷出候様、御沙汰之趣ヲ以、御引合有之

(一一月八日条)

一 御沼葭萱刈下目付立合之儀、当時御人少、且、土手草或者御林等ニ准し見候へ者、いつれにも立合者無之候而も宜哉与、評儀之上、御月番江申上候処、御聞濟ニ付、其旨御普請懸江引合、割懸江相達

一 右葭刈立合之義相止候へとも、折々層葭為捨候間、其節御普請方引合有之候ハ、下目付壹人遣出候様、御月番津川矢柄殿御沙汰

(一一月一三日条)

一 葭萱屑之分御払ニ相成候ニ付、明十四日、立合下目付壹人罷出候様、大橋宇助引合

季節的には枯れた状態のものを採取するため、屋根材・筵・縄などの素材に使用された可能性がある。また、「御払」が実施されており、沼のヨシ・カヤが藩の収入源であったことが判明する。藩が秋・冬季にヨシ・カヤ刈りを行うさい、次の史料にある通り、村々から人足を徴発している。

【史料10⁽⁴⁴⁾】

一人足拾八人 四ツ谷村

内

三人ツ、十一月五日十日日々当郷村地崎杉崎江可差出候、尤雨天日送り

右者来ル五日今御沼茅茹ニ付朝六ツ半時無遅滞書面之人足可差出候、

尤雨天日送候間、得其意此書面追而可戻候、以上

(年未詳)十一月二日

相曾幸平

右村名主方

右の史料によると、一一月五日から一〇日に予定されたカヤ刈りのため、四ツ谷村には一八人の人足が割り当てられた。一八人は一日に出す人足ではなく、六日間の合計であり、一日あたり三人が出勤するように命じられている。ただし、羽附村の御用留には秋・冬の人足徴発に関する廻状を確認できない。夏季の城内での作業に人足を負担する村と範囲が異なっただようである。

なお、これらの人足にも、賃金が支給されていた。

【史料11⁽⁴⁵⁾】

覚

一拾メ拾五文	羽付村
一八百六拾三文	松原村
一八メ三百六拾貳文	赤生田村
一六メ五百三拾七文	榎谷村
一五メ三百拾壹文	田谷村
一壹メ八百廿六文	四ツ谷村

但シ人足壹人ニ付長銭九拾貳文三分懸り

右者当子御沼端茅茹人足賃錢之儀、来ル十八日中村新十郎方ニ而取立いたし候間、無相違御持参可被候、此廻状早々順達留り御村今御返シ可被成候、以上

西十一月十六日

郷割元

前書村々御名主中

右のように、複数の村から賃金を徴収している。ただし、負担したのは右の六ヶ村のみではなかったようである。安政期の事例になるが、郷割元が出した藻・草刈賃金徴収の廻状では、宛所が「メ十八ヶ村廻り右村々御名主中」となっており、多くの村が負担していたことがわかる。⁽⁴⁶⁾

(三) 明治期における沼での藻・植物採取

ここまで主に近世後期から幕末期の状況を見てきたが、参考として若干時代が下った明治一〇年代の様子も見ておこう。明治維新後、旧館林藩主秋元家は城沼での土族授産を計画した。具体的には、群馬県から城沼を借用し、明治一七年(一八八四)から五年間レンコン栽培と養鯉を実施するというものであった。さらに明治一八年以降葭生地の開発にも着手している。このような状況下、城沼周辺の村人は秋元家に藻の採取を出願している。

【史料12⁽⁴⁷⁾】

採藻免許願

私共儀城沼ニ関スル一切ノ諸則等屹度遵守可仕候間、同沼ニ於テ採藻之儀御免許ノ上、鑑札御下附被成下度、此段奉願上候也

群馬県邑楽郡当郷村并館林町

明治十八年三月廿八日

飯塚三郎治⁽⁴⁸⁾

天野義市代印

(二六名略)

秋元家水産掛り御中

本史料は藻のみの採取を村人が出願したもので、二五人以上の人間が採

近世「溜沼」の機能と環境維持

取を願っていることから、明治期にも需要が高かったことが判明する。⁽⁴⁸⁾なお、大正期の記録では、肥料用の藻が城沼の水産物に数えられている。⁽⁴⁹⁾また、夏季にもヨシなどが状況に応じて肥料として使用された。

【史料13⁽⁵⁰⁾】

葭生地茅葭苧取伺

邑楽郡当郷村

一葭生地六町五反九畝拾分

右者当郷村地先前書葭生地反別五ヶ年間、当郷村へ拝借相成居候分、年々冬季ニ至リ葭草苧取来候処、当郷村之儀ハ客月廿日之降電ニテ意外之電害ヲ蒙リ田肥之為メ作付候蚕豆之如ハ皆無ニ相成、小前之者田肥ニ差支候間、前書之反別ニ生シタル茅葭苧取田肥ニ仕可然哉、依テ何分之御指揮ヲ仰候也

当郷村戸長代理

明治十八年六月四日⁽⁵¹⁾

用係 田中菊治⁽⁵²⁾

秋元興朝殿代理

村山具胆殿

書面御照会之儀沼葭生地六町九畝拾歩、予テ貸与致し置き、町歩へ生スル茅葭草苧取之義者本年ニ限り承諾致シ然レトモ冥加金ニ算係ヲ有スル義者為念御注意申置キ候也

村山具胆代理

十八年六月五日

山田烏兔二印

当郷村戸長代理

用係

田中菊治殿

本史料によると、当郷村は秋元家から拝借した地で冬季にヨシ刈りを行っていた。これらは屋根材や庭の製作などに使用されたのであろう。明治一八年には肥料用に栽培していたソラマメが電害で採取できなくなってしまう、夏季に拝借地のカヤ・ヨシを肥料として刈り取りたいと出願し許可されている。このように、当該期にも沼の藻や植物は人々にとって重要な資源であったのである。

四 城沼の管理に関わる役人

館林藩は譜代大名が入れ替わり藩主となっているため、まとまった分限帳がほとんど残存していない。そのため、城沼の管理に関わった役人については、不明な点が多い。最後になるが、本稿での検討から判明する限り、城沼の管理に関わった役人を町・村方も含めて整理しておく。

まず、天保八年（一八三七）の「非番月日記」から、城沼での秋・冬のヨシ・カヤ刈りについて見ていこう。⁽⁵¹⁾ヨシ・カヤ刈りを主導するのは沼葭萱刈下懸という役職であった。同懸は、御普請手代が任じられている。また、藩の下目付はヨシ・カヤ刈りに立ち会うことが職務の一つだったようである。同年十一月八日には人員不足で下目付が立ち会えないため、「折々屑葭為捨候間、其節御普請方引合有之候ハ、下目付忝人遣出候様」との記録があり、具体的には採取したヨシ・カヤの処分を確認する立場にあったようである。例外的な事例のようであるが、同年は下目付が、役人の不足のため沼廻りも兼役とすることとなっている。文字通り沼の監察を行う役職であろう。

続いて、夏季の城中における草刈・浚渫についてである。本稿が主に対

象とした時期の状況は不明であるため、それ以前の例を紹介する。越智松平家藩主時代の享保期には、給人や物頭が掘浚奉行に就任していたようである。⁽⁵²⁾また、同じく越智松平家が藩主であった文政期の例では、史料7に示した通り、郡役所が人足の差し出しを命じている。⁽⁵³⁾なお、城沼での藻浚については、秋元家時代の史料8にある通り、沼掛りが管轄していた。

ヨシ・カヤ刈りの人足賃の徴収に関わる役人として、郷割元が存在した。史料6・11などの廻状の差し出しなどに名前が見えるが、『近世館林の歴史』において「郷村支配のための中間機構として館林町の有力者が任命された役職と思われるが、詳細は不明」と説明されている。

「館林藩史料」によると、郷割元として塚場町中村庄左衛門、町年寄古山鷲次郎、足利町田部井周作の三名を確認できる。中村は谷越村、古山は新宿村、田部井は当郷村・成島村の名主も兼ねており、村方との関係も深い存在と理解できる。さらに彼ら三人の職掌についても記述が存在するので、次に掲げる。

【史料14⁽⁵⁴⁾】

中村庄左衛門
田部井周作
一式人扶持ツ、
古山鷲次郎

右は町方居住之者ニ而領分村ニより用事有之罷出候村役人共為致旅宿来申候、且又村々訴訟出入等有之吟味之節ハ村方支配役所江呼出置為取扱申候、其外都而村ニ取締之儀兼而申付置田方植付并草耕見分之節も代官共手ニ付帯刀ニ而出役いたし田方之世話為来申候、依之扶持方遣置申候、尤格別遠村為致出役候節ハ別段手当遣申候

右の記述によると、郷割元は村役人が城下町へ出張した時の宿泊地にな

るほか、訴訟時の呼び出し、村方の取締り、農耕に関する職務を主とし、田植えなどの見分時には帯刀も許された役職であることが判明する。彼らが人足賃金の徴収に関わったのである。なお、村々の賃金持参先は史料6・11のように中村姓や、他の例では古山姓も確認できることから、郷割元であった可能性がある。

近世中期以降、城沼では新田開発が行われた。幕末期にはこれらの土地を管轄する新開掛と世話役(百姓身分)を確認できる。⁽⁵⁵⁾羽附村の御用留によると、嘉永五年一〇月に新開掛は村に対し「兼而願済相成候御沼測通り葭萱当役所台及沙汰候迄可被致鎌留候」と命令しており、沼辺のヨシ・カヤの採取についても指示が出せる存在であったことが判明する。

また、城沼の新開場の維持にとって重要な羽附村の二段樋からの排水などについては、二で指摘した通り代官が関与していた。

以上の通り、城沼や沼辺の支配・管理は、同じく肥料などの採取地でもあった御林のように、一つの役筋のみでは完結しない複雑なものであったことが指摘できる。⁽⁵⁷⁾より詳細な整理は今後の課題である。

おわりに

城沼は城の要害・舟運路・用水源としての性格を持っていた。以上に加え、本稿では嘉永四年の羽附村での水害の事例から、もう一つの機能をあきらかにした。

幕末期の城沼ではレンコン栽培と新開地耕作のため、それまで特定の時期を除いて閉めていた二段樋を通年で開放することとなった。その結果、沼の水位は低下し、羽附村では早害時には水不足、長雨の年は水害をこう

むることとなった。つまり、城沼は用水源であるとともに調節池でもあったのである。溜沼という概念には、貯水池機能のみ持つものと、それに加えて調節池機能も有するものの二類系を想定する必要がある。後者の開発などによる貯水能力の低下は、下流の用水不足と水害のリスクを高めることとなるのである。

城沼ではヨシ・カヤ刈りや藻浚いなどが実施された。この行為は、用水確保と環境保全の効果もあったことを念頭に置く必要がある。また、資源採取の観点から考えると、季節に応じてヨシ・カヤ刈りの目的が異なった。夏季における城内での採取の人足は領民から集められたが、彼らの居村の多くが御林・野銭林がなく、中には大谷原の草札を有する村もあり、秣の採取が十分に行えなかったと思われる。そのため、採取物などは肥料源として人足等に有償無償で払い下げられたようである。秋・冬季においては、植物は茎や葉から水分が失われており、建築や産物の材料になったと思われる。藩はこの季節の採取物についても、払下げを実施していることから、藩にとって収入源でもあった。つまり、沼・堀や土居の機能や環境維持の効果もある藻・植物・泥の採取は、同時に領主・領民にとって資源の確保の機会でもあったのである。

なお、城沼の利用・管理には複数の藩の役職が関与しており複雑であるため、本稿では十分解明しきれなかった。また、城内での草刈り・藻浚いの制度も時期により変化を確認できるが、その詳細を解明できなかった。これらは今後の課題である。

註

- (1) 佐野静代『中近世の村落と水辺の環境史』(吉川弘文館、二〇〇八年)、同『中近世の生業と里湖の環境史』(吉川弘文館、二〇一七年)、同『外来植物が変えた江戸時代』(吉川弘文館、二〇二一年)、平野哲也『沼の生業の多様性と持続性——江戸時代の下野国越名沼を対象に——』(山本隆志編『日本中世政治文化論の射程』(思文閣出版、二〇二二年)など。
- (2) 『館林市史別巻 館林の里沼』(二〇二二年)。
- (3) 前掲佐野著書二〇〇八。
- (4) 『館林市誌』(一九六九年)、『館林市史通史編2 近世館林の歴史』(二〇一六年)、前掲『館林の里沼』。
- (5) 佐野孝之『消えた沼、残った沼——近世館林の沼事情——』(地方史研究協議会編『川合』と「里沼」——利根川・渡良瀬川合流域の歴史像——雄山閣、二〇二四年)。
- (6) 前掲佐野著書二〇〇八。
- (7) 近代の城沼では藻草・泥の採取が水産業の一つとなっており、近世から近代にかけて近隣の沼でもこのような傾向を確認できる(前掲『館林の里沼』、拙稿『上野国多々良沼における肥料採取——19世紀中葉を中心に——』(島村健・大久保邦彦・清水晶紀・筑紫圭一・原島良成編『環境法の開拓線』、第一法規出版、二〇二三年)、同『葭・藻草・泥の採取と沼の「環境」——19世紀中葉——』(二〇世紀初頭を中心に——『前掲『川合』と「里沼」——利根川・渡良瀬川合流域の歴史像——)。
- もちろん、このような傾向は関東地方に留まらない。石川県柴山潟の事例では明治四〇年(一九〇七)の水産物水揚げ額のうち、重量的には七〇%が水草で、金額もフナに次ぐ二位であり、重要な資源であった。なお、本研究で紹介されている水産物の統計では、一八種類の魚類・甲殻類・貝類などが挙げられている(宮下直・西廣淳編『人と生態系のダイナミクス5 河川の歴史と未来』朝倉書店、二〇二一年)。
- (8) 前掲『館林の里沼』。
- (9) 前掲『館林の里沼』。同書によれば、一八世紀半ばには開発を確認できる。
- (10) 前掲『館林の里沼』。
- (11) 以下、松原村・羽附村・当郷村の村高・反別は「封内経界図誌」、農間余業は安政二年「館林町寄場組合村々地頭姓名等書上帳」による(ともに『館林市史資料編4 近世Ⅱ 館林の城下町と村』(二〇〇九年)。なお、谷越村は「封内経界図誌」の村絵図に城沼が描かれていないので除外した。
- (12) 前掲『館林の里沼』。
- (13) ただし、沼辺の土地は不安定であったようで、地目が沼に変更されることもあった。宝暦六年七月「上州邑楽郡羽附村指出帳」(森田良一家文書4)には、宝暦期の状況として次の記述を確認できる。

一 葭谷式町三反九畝六歩
是ハ右同断(享保一七年カ)括弧内筆者注(御取上ケ御城沼二成 (中略)

一 葭場見取畑五反八畝廿五歩
是ハ三拾式ケ年已前申年御取上ケ御沼二成
- (14) 前掲『館林の里沼』、前掲「封内経界図誌」、宝永四年六月「羽附村明細帳」(前掲『館林市史 資料編4』)、前掲森田家文書4。
- (15) 前掲『館林町寄場組合村々地頭姓名等書上帳』。
- (16) 前掲『館林市誌』。
- (17) 寺田家文書B-4。寺田家は成島村の村役人の家である。「在方覚」は江戸幕府代官池田富明の役所が享保二〇年(一七三五)に作成したものの写しと思われる。池田は享保一九年に館林藩主太田資晴が大坂城代になったため、幕府預り地となった館林藩領の支配を担った代官である(『館林市史別巻 館林歴史人物事典』(二〇二四年)。
- (18) 井上家野時代の事例は前掲『館林市誌』、安政二年の事例は前掲『館林の里沼』による。なお、井上家時代については弘化三年(一八四六)の史料に基づく記載されている。
- (19) 前掲『館林の里沼』では、成島村・木戸村が藩の新運送負担を請け負う代わりに藻浚いを免除されていたと説明されている。このような二重役負担を避けることなどから、藻浚い、草刈り人足の負担村が変動したのであろう。

- (20) 「館林藩史料」〔館林双書〕第9巻、一九七九年)。
- (21) 前掲寺田家文書B-4。
- (22) 前掲拙稿二〇二三。
- (23) 前掲宮下・西廣編著。
- (24) 高木久史『戦国日本の生態系』講談社、二〇二三年)。なお、同書によると、屋根材の萱は晩秋から冬の枯れて水分・養分が少ないものを収穫する。
- (25) 田部井英明家文書64 嘉永四年「御用留(三)」。
- (26) 前掲「羽附村明細帳」。
- (27) 前掲田部井家64。
- (28) 前掲田部井家64。
- (29) 嘉永期の藩主は秋元志朝^{ゆきとも}で先代は井上正春、先々代は松平斉厚(天保七年まで藩主)となる(前掲「近世館林の歴史」)。
- (30) 田部井英明家文書66 嘉永五年「御用留(五)」。
- (31) 前掲田部井家66。
- (32) 年不詳「中小姓分限帳(抄)」〔館林市史 資料編3 近世Ⅰ館林の大名と藩政〕2-20史料(二〇二三年)。秋元家の代官は、館林藩時代については不明であるが、山形藩時代は町郡奉行の支配であった(天保十一年「諸向役席順」前掲『館林市史 資料編3』2-19史料)。なお、前年八月に林守加役の任命者として確認できることから、代官は林守の任免権も持っていたようである(前掲田部井家64)。
- (33) このようは条件のある城沼の新開場は幕末期においても不安定で、再開発を確認できる〔館林の里沼〕。
- (34) 前掲田部井家64。
- (35) 前掲高木著書、前掲平野論文。
- (36) 田部井英明家文書58・59 文政四年「御用・御廻状留」。
- (37) 前掲『館林市誌』。
- (38) 【参考史料】坂村家B-647 年未詳「萱・葭代寛帳」〔坂村家は四谷村の村役人である)。
- 三ノ丸下 足次村

近世「溜沼」の機能と環境維持

一萱五百五拾六束
一葭百三拾六束
式ノ丸下 江口村
一萱式百三拾式束
一葭拾九束
萱七百八十八束
内百束引
六百八十八束
幸左^マ百十四余束
代金三分式朱
永七十五文
錢五百八文
葭五十五束
内三十束引
式十五束
三貫百廿四文
金壹分式朱ト六百八十一文
二口^マ金壹両一分ト壹^マ百八十九文
〔金壹^馬両式朱也 当郷前通り〕
単毛
惣^マ金三両式分ト壹^マ七百八十八文
三両三分ト百五十七文
覚 四ツ谷残
八幡下 中野村
一萱五百四拾八束
一葭式百四拾四束
一層萱式百三拾束

ノ

四ツ谷残

稻荷下
上早川田

一萱百五拾束

一葭拾六束

ノ

四ツ谷残

同所
下早川田

一萱式百拾六束

一葭式拾六束

一屑萱九束

ノ萱九百拾六束

代金老両壹分ト百四十文

葭式百七十八束

代老ノ七百四十八文

金壹分ト式百四十八文

ノ金式両壹分ト三百八十八文

(39) 例えば、田部井英明家文書74安政三年「御用留」には次の廻状を確認できる。

覚

其村々組合伊谷田堀藻刈之儀、来ル十八日中ニ人足差出、村役人宰領いたし、藻草者勿論両縁生立候竹木其外都而水行差障可相成分入念無残刈払、丁場限り藻留いたし、其場所江取揚置、決而刈流致間敷、御見分日限之儀者猶申達候条得其意、此廻状早々順達留村々可相返候、以上

辰六月十三日

御普請役

蓮見音次郎

吟味方下役

加納鉄三郎

内田政助

新当郷々受取、榎谷村継送り申候、外拾六ヶ村

右村々名主中

(40) 田部井英明家文書67 嘉永五年「御用留」。

(41) 田部井英明家文書75 安政三年「御用留」。

(42) 前掲拙稿二〇二三年・二〇二四年。

(43) 天保八年(一八三七)「館林勤中 天保八年非番月日記」(前掲『館林市史 資料編3』)。

(44) 坂村家B-294 年未詳「(御沼芽刈のため人足差出ニ付廻状)」。

(45) 前掲田部井家67。

(46) 前掲田部井家75。

(47) 山田秀穂家A-28②「採藻免許願」。

(48) 明治一九年の例では、四三枚の採藻鑑札を発行している(山田秀穂家F-10明治一八年三月「城沼漁魚者採藻者人名簿」)。なお、同年の漁業鑑札は五〇枚であった。

(49) 拙稿二〇二四年。

(50) 山田秀穂家B-12「葭生地茅葭刈取伺」。

(51) 前掲「天保8年非番月日記」、前掲『館林の里沼』。

(52) 前掲『館林の里沼』。その他に小頭・軽卒も下役として関与していたようである。

(53) 前掲田部井家58・59。

(54) 前掲「館林藩史料」。

(55) 元治元年(一八六四)二月「羽附村御沼縁再開發榎代金取立」(前掲『館林市史 資料編4』)。

(56) 前掲田部家66。

(57) 館林藩の御林管理に関する役人は、林奉行(下役(以上、家中が就任))―林守組頭(以下、百姓が就任)―林守という組織で、林方の役人のうちから目付役が任命され、同役は山林全般に関する内密の捜査を行った(拙稿「館林藩林政の基礎的考察」『栃木史学』24、二〇一〇年)。